森林整備支援事業管理協定書

（目的）

第１　この協定は、新温泉町長を甲とし、補助事業者を乙として、乙が実施する新温泉町森

　林環境保全事業（森林整備支援事業）（以下「事業」という。）及び事業地の保全管理に関し

　て必要な事項を定めるものとする。

（事業地）

第２ 事業地は次のとおりとする。

　（1）所在

　（2）面積

（協定期間）

第３　協定期間は、事業の完了年度の翌年度４月１日から起算して１０年間とする。

（行為の制限）

第４　乙は、この協定期間中は、事業地において森林以外の用途に転用する行為、立木の全

　面伐採除去を行う行為その他事業の目的等を達成することが困難となる行為をしないもの

　とする。ただし、やむを得ない事由により当該行為を行う場合は、あらかじめ甲に届け出

　るとともに、当該行為をしようとする森林につき交付を受けた補助金相当額を返還するも

　のとする。

（事業実施）

第５　乙は、事業地において、林床植生を豊かにし、森林の公益的機能を高めるための間伐

　等を実施するものとする。

２　乙は、甲が事業等の実施内容について、必要に応じて、町ホームページでの掲載及び関

　係機関等に情報提供することを了承するものとする。

（事業実施後の管理）

第６　乙は、この協定期間中は、事業地において常に適切な保育に努めるものとする。

（その他）

第７　本協定に疑義があるとき、または定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定

　するものとする。

　この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保有する。

　　　　　年　　　　月　　　　日

甲 　新温泉町長　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

乙 　補助事業者　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞